

令和8年3月17日

消防団車両の自動車検査登録切れについて

吉川松伏消防組合が所有する吉川市消防団車両において、自動車検査登録（以下「車検」という。）期間が満了していたにもかかわらず、運行していた事実が判明いたしました。

1 事案の概要及び判明した経緯

令和8年2月4日（水）に車両検査点検整備の請求書について確認していたところ、吉川松伏消防組合が所有する吉川市消防団車両1台が車検及び自動車損害賠償責任保険の有効期限が満了日を過ぎていたことが判明しました。

2 運行状況

車検満了日（令和7年11月21日）以降の運行状況は次のとおりです。

- (1) 車検切れ日数 75日間
- (2) 運行日数 5日間
- (3) 運行回数 5回
- (4) 運行距離 約32km
- (5) 運転者数 延べ6人（実人数4人）

3 原因

毎年度4月の消防団正副分団長以上会議にて点検等の有無を周知した後は、各分団に一任しており、担当課から点検前の事前通知をしていなかった。

4 判明後の処置

- (1) 吉川警察署に報告
- (2) 当消防組合が所有する全常備車両（事務連絡車含む29台）及び全消防団車両（該当消防団車両を除く20台）の車検状況調査を実施し、車検切れ車両がないことを確認しました。
- (3) 該当消防団車両の車検を実施しました。

5 再発防止策

- (1) 年度初めに消防団員へ車検の日程を周知します。
- (2) 担当課で、月初めに更新車検管理表一覧を確認し把握します。
- (3) 担当課で、車検の予約、車両を器具置場から整備会社へ入庫、点検整備完了後、器具置場に格納するまでを整備会社と調整を図り、車検を実施します。
- (4) 各車両のダッシュボード等の目立つ場所に車検満了日を貼り出します。

6 処分内容等

- (1) 被処分者 50代 男性 次長級職員
 50代 男性 課長補佐級職員
- (2) 処分内容 文書訓告
- (3) 処分年月日 令和8年3月16日
- (4) 理 由 本事案に係る指導監督責任。

7 消防長コメント

このたび、当消防組合が管理する消防団車両について車検期間が満了していたにも関わらず運行していたことは、誠に遺憾であるとともに、市町民のみなさまに深くお詫び申し上げます。今後、同様の事態を発生させないよう再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

お問い合わせ先

吉川松伏消防組合 消防本部総務課

電話番号 048(982)3918